

農業者の皆さんへ



国による経営継続補助金の上乗せ補助を行います！

坂祝町では、国の経営継続補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のために機械・設備の導入や人手不足解消の取組を行う町内の農業者に対して、上乗せ補助を行います。

【補助対象者】

町内に住所を有する個人又は法人で、次に掲げる要件を全て満たす方

- (1) 令和3年3月31日までに国の令和2年度経営継続補助金に基づく補助対象事業を単独で行う方
- (2) 上記補助金の交付決定を受けた方
- (3) 町税及びこれに準ずる納付金の滞納がない方

【補助対象事業】

- (1) 国の補助対象事業のうち経営継続に関する取組
- (2) 国の補助対象事業のうち感染拡大防止の取組



【補助金額】

- (1) 経営継続に関する取組
補助対象事業に係る自己負担分の1/2の額（千円未満の端数切り捨て）
ただし、50万円を上限
- (2) 感染拡大防止の取組
補助対象事業に係る自己負担分の1/2の額（千円未満の端数切り捨て）
ただし、10万円を上限

【申請方法】

申請書に次の書類を添付して提出してください。

- ・誓約書
- ・国の交付決定通知書の写し
- ・国に提出した実績報告書の写し
- ・国の補助額の確定書類の写し

【提出先・問い合わせ先】

〒505-8501

岐阜県加茂郡坂祝町取組46番地18

坂祝町役場 産業建設課 産業係

☎574-66-2408（直通）

